

個人情報保護管理規程

厚別共栄保育園

個人情報保護管理規程

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、厚別共栄福祉会（以下、「当法人という」）が保有する個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号。以下、「法」という。）及び関係法令に基づき、これを適切に取り扱い、個人情報を保護することを目的とする。

第2条（用語の定義）

本規程で使用する用語は以下の通りとする。

1 個人情報

個人に関する情報で当該情報に含まれる氏名、生年月日等の記述により、特定の個人を識別できるものをいう。他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人が識別できるものを含む。

2 機密情報

「部外秘」等、外部に公開することを禁止されている情報、及び当法人のサービスに関する固有の情報を指す。

3 本人

当法人が保有する個人情報で識別される個人をいう。

4 役職員

当法人の役員、正職員、臨時職員、パートをいう。

第3条（対象となる情報）

本規程の対象となる情報は、当法人で管理するすべての個人情報であり、電子データ、印字データの別を問わない。

第4条（適用範囲）

本規程は、当法人の役職員に対して適用する。ボランティア、実習生等に対しても本規程の趣旨を踏まえた適切な取扱いを求めるものとする。又、個人情報を取扱う業者を外部に委託する場合、必要かつ適切な監督をし、この規程に従って個人情報の適切な保護を図るものとする。

第2章 個人情報管理体制

第5条（個人情報管理責任者）

当法人における個人情報管理責任者は施設長とする。

- 2 個人情報管理責任者は、本規程に定められた事項を理解及び遵守するとともに、関係従事者にこれを理解および遵守させるための周知・教育並びに個人データへの不正なアクセス、個人情報の紛失、漏洩等への安全対策及び苦情対応の措置を実施する責任を負うものとする。

第3章 個人情報管理に係る安全措置の概要

第6条（職員の個人情報の取扱い）

個人情報を取り扱う全ての職員は、本規程並びに法令等に従い、個人情報の秘密保持に十分な注意を払わなければならない。職員でなくなったあとにおいても同様とする。

第7条（個人情報の収集）

収集する個人情報の利用目的を明文化し、施設内の掲示やホームページ等適切な方法により外部に公表する。

- 2 個人情報の収集は、利用目的の達成に必要な限度において行う。
- 3 収集済みの個人情報の利用目的の変更を要する場合は、予め個人情報管理責任者の承認を得た上で、変更後の利用目的を公表する。
- 4 前項の規程にかかわらず、契約書等の書面やホームページの入力結果等、本人から個人情報を直接取得する場合、書面上の明記等の手法により本人に対して利用目的の明示するものとする。

第8条（個人情報の管理）

当法人で管理する個人情報は、個人情報管理台帳により一元管理するものとする。

- 2 当法人で保管する個人情報は、施設管理、アクセス権の制限など、必要かつ安全管理対策を行う。
- 3 職員は、個人情報を法人外に持ち出し、あるいは、第三者に提供してはならない。
- 4 個人情報を取引先、委託先等、外部に提示・提供する場合は、事前に個人情報管理責任者の承認を得るものとする。

第9条（個人情報の利用）

個人情報の利用は、予め開示した利用目的の範囲内で行い、その範囲を超えて利用を行ってはならない。ただし、法令の定めに基づく場合を除く。

- 2 データ入力等のため、個人情報の取扱いを外部行者に委託する場合、委託先の個人情報取扱いが適切かどうか確認した上、業務委託契約に、委託業務遂行以外の目的での利用の禁止、業務終了後の情報の返還又は廃棄、機密保持、違反時の損害賠償等の条項を設けるものとする。長期間継続して業務を委託する場合には、委託先

の個人情報取扱い状況について確認を行い、必要に応じて指導、契約の見直し等を行うものとする。

第10条（個人情報の廃棄）

保管期間を経過した個人情報、又は当初の目的を達成して不要となった個人情報は速やかに廃棄するものとする。

2 個人情報の廃棄にあたっては、外部漏えいしないよう、印字データについてはシュレッダー処理、電子データについてはデータ消去を行わなければならない。なお、廃棄を外部業者に委託する場合は、外部業者が確実に廃棄したことを確認するものとする。

第11条（第三者提供）

業務にあたり、個人情報を第三者に提供する必要がある場合は、本人の同意を得るとともに予め個人情報管理責任者に報告し、その指示に従って必要な対応を行う。

第12条（本人からの照合対応等）

個人情報に関する本人からの問い合わせ、情報開示・提示・利用停止等の請求等、苦情及び照合の受付窓口を個人情報管理責任者とする。

第13条（教育）

個人情報管理責任者は、定期的に職員を対象とした個人情報管理に関する教育を行う。また、ボランティア、実習生などに対しても個人情報管理の必要性についての意識喚起を図り、適切な取り扱いを行うよう指導・監督する。

第14条（報告）

苦情及び個人情報の漏えい等が発生した場合は、速やかに事実関係を調査のうえ、個人情報管理責任者に報告する。

第15条（被害の防止等）

個人情報管理責任者は二次被害の防止、類似事故の発生回避等の観点から、適切に対処するものとする。

第4章 雑則

第16条（本規程への違反）

本規程への違反が明らかになった場合、当法人は、就業規則の定めに従い、違反を行った職員を懲戒処分の対象とする。

附則

本規程は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。